

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>

国

都道府県

民間団体等

民間団体

（1の事業）

（2の事業の一部、3の事業の一部）

（2の事業の一部、3の事業の一部）

（4の事業）

定額

定額、1/2以内

定額

1/2以内、定額

委託

<事業イメージ>

橋渡し支援

先進モデル支援

立ち上げ支援

土台づくり支援

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-3501-3769）